

令和 2 年度

茨木市監査結果報告書

令和 3 年 5 月

茨木市監査委員

監 報 第 2 号
令和 3 年 5 月 24 日

茨木市議会議長 河 本 光 宏 様

茨木市監査委員	美 田 憲 明
同	伊 藤 真 紀
同	岩 本 守
同	稲 葉 通 宣

令和 2 年度監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度監査を実施し、同条第 9 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査期間は、次表のとおりである。

なお、対象部課名は監査実施時点のものである。

	監査の対象	監査期間
第1回	市民文化部 市民生活相談課 人権・男女共生課 健康福祉部 地域福祉課 生活福祉課 保健医療課 福祉指導監査課 こども育成部 こども政策課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	令和2年8月25日 ～ 10月6日
第2回	企画財政部 政策企画課 財産活用課 情報システム課 まち魅力発信課 会計室 教育総務部 教育政策課 施設課 社会教育振興課 学校教育部 学校教育推進課 市議会事務局 総務課	令和2年10月7日 ～ 11月18日
第3回	総務部 法務コンプライアンス課 資産税課 収納課 都市整備部 都市政策課 居住政策課 審査指導課 市街地新生課 水道部 営業課 浄水課	令和2年11月19日 ～ 令和3年1月8日
第4回	産業環境部 商工労政課 環境政策課 資源循環課 建設部 建設管理課 道路交通課 下水道総務課 下水道施設課 消防本部 予防課 消防署 救急救助課	令和3年1月12日 ～ 2月19日

第2 監査の着眼点

- (1) 監査項目の抽出は、監査対象に係るリスクを考慮した上で、以下の点を重点項目として、歳入歳出予算要求書、予算執行状況表等により行った。
 - ・収入（調定、徴収、滞納整理及び現金出納）事務の処理状況
 - ・非常勤嘱託員の報酬等支給事務及び出退勤管理事務の処理状況
 - ・旅費支給及び復命事務の処理状況
 - ・契約手続及び履行確認事務の処理状況
 - ・負担金、補助金及び交付金の事務の処理状況
- (2) 監査に当たっては、財務会計事務に係る執行手続の適否に主眼点を置き、定期監査に行政監査の視点を加味して、適法性のほか、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

また、個々の指摘により、改善を求めるだけでなく、担当部課の改善取組や事故等の未然防止が促進できるよう、内部統制の視点から監査を実施した。

第3 監査の実施内容

- (1) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴きながら実施した。
- (2) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。
- (3) 議会選出の監査委員については、前任の篠原一代氏及び米川勝利氏が、第3回までの監査を実施した。
- (4) 米川勝利氏は、人権・男女共生課の監査項目の一部について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥となった。

第4 監査の結果

法令等に違反していると認められるもの、適正を欠く事項では是正する必要があると認められるものについて、指摘事項とした。

指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められるもの、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるものについて、委員意見を付した。

また、指摘事項には至らなかったが、改善を要する事項については、その旨を指示した。

事務の執行について、次に掲げる指摘事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていた。

指摘事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

なお、指摘事項及び委員意見はすべて監査実施時点のものである。

<第1回 市民文化部>

【市民生活相談課】

[茨木市喫煙場所清掃業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託については、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態の宣言をうけて、4月22日の夜から5月31日の間、JR茨木駅西口及び大阪モノレール南茨木駅の喫煙場所を閉鎖し、その後の方針を検討するために業務の中止を指示した。しかしながら、4月23日に市職員が喫煙場所を確認したところ、吸殻等が多数捨てられている状態であったため、同月24日から、周辺清掃のみは実施するよう指示したとのことであったが、業務の中止及び、限定的な実施の決定にかかる起案・決裁を行っていなかった。業務の中止や実施内容の変更は、委託料の支払いにもかかわるものであることから、記録を残し、処理の過程を明確にされたい。

【人権・男女共生課】

[行政財産の目的外使用料]

(委員意見)

- ◎ 行政財産の目的外使用料を免除している事例について、免除の理由が簡潔明瞭であるとはいえないものだったので、理由を容易に理解できる説明を付すよう検討されたい。
- ◎ 行政財産の使用に伴って消費する電気、ガス、及び水道等の経費については使用料の中には含まれていないので、別段の整理をすること（行政財産の使用許可要領第4使用料7使用料についての留意点(4)）とされている。使用に伴う経費を免除している事例については、別段の整理をしているとはいいがたいものであった。適切に整理し、明示するよう検討されたい。

[総持寺いのち・愛・ゆめセンター使用料]

(委員意見)

- ◎ 本件使用料の出納は、金銭出納簿を作成し、おおむね適切に管理されている。しかしながら、還付金については、使用料の金銭出納簿に還付したと思われる日付に記載があるのみで、残高の変動等現金で保管していた事実を記載していなかった。還付金に関しても、現金の取扱いであることから、還付金出納簿を作成し、使用料と分けて管理することが望ましいと考えられるので、取扱いを検討されたい。
- ◎ 金種表について、釣銭用の運用金や繰越金の在 high を金種ごとに記録しているが、記録者以外で権限者が確認しているかの記録がなかった。事故防止の観点から、権限者が日々確認し、確認印を押印することを検討されたい。
- ◎ 利用者が茨木市立いのち・愛・ゆめセンター利用許可書の記載事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更申請書を市長に提出しな

ればならない（茨木市いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則第8条第2項）とされ、利用日又は利用時間の変更はこれに該当する。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応として、施設を休館した期間があった（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について 令和2年3月24日茨木市新型コロナウイルス対策本部）。

総持寺いのち・愛・ゆめセンターにおいては、当該休館期間中を利用予約していた場合の対応として、利用予定日以降で使用日を変更する対応をしている事例が見受けられた。

利用予定日の変更は、当然に利用予定日以前に行われるものであるが、担当課としては「利用日までに変更手続を厳守させることは、来館者による3密状態の誘発や、移動中の感染リスクを強いることになり得る」ことから、上述のとおり取り扱ったとのことであった。しかしながら、取扱いにかかる経緯や決定についての記録が確認できなかった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という特別な事情であることを鑑みて、その取扱いが違法不当であるとは言えないが、経緯や決定についての記録を残されたい。

[茨木市人権センター事業補助金]

(委員意見)

◎ 普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価などの支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として概算払があり、地方自治法施行令第162条第3号で概算払ができる経費として、補助金、負担金及び交付金が上げられている。

しかしながら、概算払は、相手方の給付義務の完了前に支払いをすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきであり、茨木市人権センター事業補助要綱第10でも、概算払ができるものは、市長が必要と認めるものとの制限を設けて、濫用を防ぐ制度になっている。

本件補助金は、概算払としているが、その理由を地方自治法施行令第162条第3号及び茨木市人権センター事業補助要綱第10としているのみであり、市長が必要と認める理由を関係文書に記載していなかった。

理由が明示されなければ、概算払を用いることが適切であるかの判断ができないので、取扱いを検討するとともに、関係文書には、概算払の理由を明記されたい。

[特別定額給付金給付業務委託料]

(指摘事項)

◎ 本件業務委託においては、仕様書に規定した取扱いをしていない事例が多数見受けられた。

◎ 受託者は、業務の実施状況について、日報、月報を作成し、定期的に、市へ報告書を提出すること（仕様書5業務内容(6)コールセンター業務 キ）としているが、日報、月報を提出させていなかった。

【地域福祉課】

[行政財産の目的外使用料]

(指摘事項)

- ◎ 上野老人専用ゲートボール練習広場の共架電線にかかる使用許可の起案文書において、起案文書と発行した使用許可書の内容が不一致となっていた。
- ◎ 行政庁は、審査請求をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を書面で教示しなければならない（行政不服審査法第82条第1項）とされているが、行政財産使用許可書の教示文中の文言及び審査請求期間に誤りがあった。
- ◎ 部等の長は、行政財産使用許可簿及び普通財産貸付簿を備え、公有財産の使用及び貸付けの状況を明らかにしておかなければならない（茨木市財務規則第226条第5項）とされているが、行政財産使用許可簿を備えていなかった。

[デイサービスセンター貸付料]

(委員意見)

- ◎ 本件賃貸借契約における賃貸借物件は、旧葦原老人デイサービスセンター496.38㎡及び別途、駐車場と屋外倉庫を貸付対象とする（契約書第2条 貸付面積）とし、賃貸借料は、賃貸借物件につき月額605,000円及び駐車場につき月額50,000円の合計月額655,000円とする（契約書第8条）としている。屋外倉庫については、貸付対象としているが賃借料の規定がなく、無償で貸し付けている。

しかしながら、駐車場の月額及び屋外倉庫の無償貸付については、関係文書に根拠を明記していなかった。本件賃貸借契約は物件の用途に制限がかけられているとはいえ、私人に行政財産の私的利用を認める契約であることから、業務執行で適切な判断が行われていることを確認できるようにされたい。
- ◎ 旧南茨木老人デイサービスセンターの貸付を随意契約とした法令上の根拠規定について、明確に示していなかったため、起案文書等に明記されたい。
- ◎ 借主が指定用途に供するため、自己の費用により購入又は調達した備品（旧茨木市立葦原老人デイサービスセンターから引き継いだ備品を含む）を、備品（Ⅱ種）とする（契約書第5条第5項）としている。しかしながら、備品（Ⅱ種）について、担当課は本市の所有物として位置付け、貸与している。

借主が自己の費用により購入又は調達した備品を市に帰属するものであるとする根拠がなく、また、市の備品であるとするれば、茨木市財務規則に基づき手続や取扱いをしなければならないが、適切にそれらが遂行されたことが確認できなかった。備品の帰属は、契約の重要な要素であることから、適切かつ明確にされたい。
- ◎ 市有財産の貸付にかかる一般競争入札実施要領において、「12 落札者の

決定等」中、「最低貸付料」、「最低貸付価格」が混在しており、「予定価格」との関係も明確でないことから、文言を整理、統一するよう検討されたい。

[茨木市地区支援業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、月ごとに委託業務の実施状況に係る実績報告書を作成し、翌月の10日までに市に提出しなければならない（契約書第11条）としているが、4月、6月、7月分の報告書を期限までに提出させていなかった。

(委員意見)

- ◎ 普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、その性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式を、一者特命随意契約と一般的に呼ばれている。この場合、当然ながら、当該事業者の履行が確実であると見込まれることが前提となる。

普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価等の支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として前金払があるが、相手方の給付義務の完了前に支払うことから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に前金払とすることは慎むべきである。

茨木市地区支援業務委託は、一者特命随意契約であり、その理由のひとつとして、「従前から地区福祉委員会ごとに担当職員を配置している」ことを挙げている。また、前金払としており、その理由について、起案文書では「確実に地域担当業務を実施する体制を確保する必要があることから」との記載があった。

しかしながら、これらの理由では、一者特命随意契約の理由と前金払をする理由とが相違し、履行確実との前提も不確かなものとなる。本件業務委託について、整合性がとれるよう検討されたい。

- ◎ 業務委託仕様書において、「福祉まるごと相談会開催時の業務連絡用の携帯電話を市が貸与」するとしているが、その理由が明確ではなかった。業務連絡に必要なものについては、受託者の責任で対応すべきと考えられるため、見直されたい。

[茨木市高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき指定管理料]

(指摘事項)

- ◎ 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業に係る計画書を提出し、事前に市の承認を受けなくてはならない（基本協定書第54条第2項）としているが、計画書を提出させた後、自主事業の承認手続をしていなかった。

(委員意見)

- ◎ 指定管理者は、別紙2(2)②に定める備品等（以下この条文及び第48条において「備品等（Ⅱ種）」という。）を、指定管理料により購入又は調達し、

本業務実施のために供するものとする（基本協定書第29条第1項）としており、また、協定終了時の備品等の扱いについて、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）については、指定管理者は、市又は市の指定するものに対して引き継がなければならない（同協定書第48条第1号）としている。備品等（Ⅱ種）については、指定管理者が購入又は調達していることから、指定管理者の所有物であると考えられるにもかかわらず、協定終了時に当該備品を市又は市の指定するものに対して引き継がなければならないとしていることは、適切とはいえない。備品等（Ⅱ種）の帰属について、考え方を整理されたい。

【生活福祉課】

[生活保護法第63条・第77条の2による費用返還金（過年度分・現年度分）、生活保護法第78条による費用徴収金（過年度分・現年度分）]

（指摘事項）

- ◎ 生活保護法第77条の2及び同法第78条による徴収金について、納付期限を過ぎたものは一括納付が原則だが、地方税法の規定による「徴収猶予」や「換価の猶予」を行った場合、分割納付ができることから、この規定に準じ、「事実上の猶予」として、例外的に分納を認めている。

しかしながら、一時的に少額しか納付できない合理的な理由があるときや滞納者の現状から納付できる毎月の分納額から計算して、1年を超えざるを得ないと判断される場合は、「暫定的」に1年後の期日に残額全額を納付する計画を提出させ、分納期間中の随時（概ね3か月や半年ごと）に分納額の増額等の納付相談を行います（茨木市債権管理マニュアル 強制徴収公債権版 第IV、4（6））とされている。

分割納付の計画について、1年以内での完納が困難であると予見されるにもかかわらず、1年後の期日で残額一括納付とせず、1年を超える計画としている事例が見受けられた。

（委員意見）

- ◎ 自治体は、滞納された債権を一括全額回収することが原則であるが、債務者が一定の要件に該当する場合には、その者の申請に基づき一定の期間に限り、納付の猶予または履行期限の延長をすることができる旨が法令等に規定されている。その場合、債務額を適宜分割して納付することを妨げないとされており、本来の納付期限を超えて分割納付することが可能となる。

例えば、強制徴収公債権である地方税については、地方税法第15条に徴収猶予条項が定められており、非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令第171条の6に履行期限の延長条項が定められている。

しかし、上記納付の猶予等については、法令等に適用要件や手続きが細かく規定されているため、実情として、多くの自治体では、法令等に基づかない分割納付が取り扱われている。

これは、法令等の要件には当てはまらないものの、債務者の返済能力等に

応じた柔軟な解決を図るため、債務者が分割で納付するという旨の誓約書を差し入れ、自治体が、事実上、その内容に従って納付を猶予するものであり、時効の更新効果とともに、より効率的かつ効果的な債権回収を行うためのものである。

返還金及び徴収金については、本人の状況に応じ、事実上の納付の猶予として、「分割納付申請書」または「分割納付誓約書」による分割納付を許可しているが、分割納付を法令に基づかないものとして取り扱うのであれば、分割納付の手続には処分性が認められないので、分割納付手続の処理方法及び様式について整理されたい。

- ◎ 交渉経過等の記録について、担当係長による確認を行っているが、課長による確認の記録はなかった。内部統制の観点から、権限者が確認し、確認したことの記録を残されたい。
- ◎ 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、また、市政について市民に説明する責務が全うされるようにするという目的のため、公文書を適正に管理する（茨木市情報公開条例第1条及び第30条第1項）とされている。

本件返還金及び徴収金の債権管理にかかる交渉経過等の記録は、債権を管理する台帳を構成するものであり、文書及び電磁的記録の両方で作成され、市の職員が職務上作成した文書であり、公文書であると考えられる。

しかしながら、交渉経過等の記録を更新する度に、それ以前の記録の文書を破棄していた。

債権の管理だけではなく、公文書を適正に管理することの目的からも、不適切であるので、適正化を図られたい。

[生活保護法第63条・第77条の2による費用返還金（過年度分・現年度分）]

(指摘事項)

- ◎ 生活保護法第63条による返還金について、分割納付の計画が1年を超えざるを得ないと判断される場合には、暫定的に6か月目、あるいは12か月目の弁済期日に残額全額を弁済する計画を差し入れさせる（茨木市債権管理マニュアル 非強制徴収公債権版 第5、4(3))とされている。

分割納付の計画について、1年以内での完納が困難であると予見されるにもかかわらず、1年後の期日で残額一括納付とせず、1年を超える計画としている事例が見受けられた。

[茨木市生活保護等システム保守点検業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 委託料を月ごとに分割して支払っているが、契約書に分割払いの規定を設けていなかった。

(委員意見)

- ◎ 契約書第14条に規定された契約解除条項に、茨木市暴力団排除条例第8条

第1項第6号に基づいた契約の解除についての条項を規定するよう検討されたい。

- ◎ 見積要項書において、見積書は密封の上、提出することとし、また、見積書提出時点では見積書の開封はしないこととしているにもかかわらず、提出日時として指定した日以前に開封していた。提出期限にかかわらず提出された時点で開封する取扱いとするのであれば、見積要項書にその旨を記載されたい。

【保健医療課】

[大阪府三島救命救急センター運営経費貸付金]

(指摘事項)

- ◎ 予算執行、会計に関するものの保存年限は5年（茨木市保存文書区分標準細則別表）とされているが、借用書の保存期間を1年としていた。

[茨木市集中治療室運営経費補助金]

(指摘事項)

- ◎ 補助の対象となる事業者は、200床以上（精神病床除く）の二次救急告示病院で平成30年度中に集中治療室を新規稼働した市内公的病院とする（茨木市集中治療室運営経費補助要綱第2）としているが、補助金交付決定時に、補助金の交付申請者が補助対象事業者であるかどうかの審査をしていなかった。

(委員意見)

- ◎ 普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価などの支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として概算払があり、地方自治法施行令第162条第3号で概算払ができる経費として、補助金、負担金及び交付金が挙げられている。しかしながら、概算払は、相手方の給付義務の完了前に支払をすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。

本件補助金の交付手続きでは、市長は補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、補助金を概算払により交付する（茨木市集中治療室運営経費補助要綱第9）としており、無条件に概算払をする規定となっている。

支出の原則や、内部統制の観点から、適切であるとはいいがたいので、要綱の見直しを検討されたい。

[QUOカードの購入]

(指摘事項)

- ◎ 特典用QUOカードの日々の残高の枚数管理ができていなかった。

【福祉指導監査課】

[指定居宅サービス事業所等の指定・更新申請手数料]

(委員意見)

- ◎ 指定書及び更新書の交付に際しては、当該事業者から受領書を徴している。受領書は、新規指定で指定時研修がある場合、新規指定で指定時研修がない場合、指定更新の場合の3種類あるが、それらの受領書の名称や様式がそれぞれ異なっていた。受領書の名称や様式を統一するよう検討されたい。

<第1回 こども育成部>

【こども政策課】

[各種返還金]

(指摘事項)

- ◎ 調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法第231条の3の規定又は同法施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、平成30年度以降、督促状による督促を行っていなかった。

- ◎ 債務名義のある市の私債権等については、強制執行の手続をとること（茨木市債権の管理に関する条例第6条第2号）とされている。

児童手当（改正前）返還金のうち、平成27年に通常訴訟により債務名義を得た案件について、平成30年度定期監査で「分割金の支払いを怠り、期限の利益を失っているにもかかわらず、残額の一括支払いをさせず、そのように取り扱った経緯の不明瞭な事例が見受けられたので、詳細な記録を残すことを検討されたい。」という委員意見を付し、担当課からは「和解後、納付が滞った件については、原則として差押え等必要な手続きをすすめます。また、やむを得ない事情により納付が遅れる場合は、詳細な記録を残すよう徹底いたします。」という回答があった。

しかしながら、同案件について、支払いが滞っているにもかかわらず、明確な理由なしに、差押さえ等の措置をとっていなかった。

- ◎ 分割納付誓約書に記載された未払金額が誤っている事例が見受けられた。
- ◎ 滞納額の納付について、誓約書の提出に基づく分割納付としていたが、誓約書の受理について、起案・決裁をしていない事例が見受けられた。

(委員意見)

- ◎ 債権管理簿について、権限者による確認を行っていなかった。内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残されたい。
- ◎ 児童手当返還金及び児童扶養手当返還金については、不正利得に該当するか否かにより、時効期間や延滞金の利率が異なるにもかかわらず、返還請求

の際に不正利得に該当するかの判断をしていなかった。判断の基準を定めるとともに、判断結果について起案文書等に記載されたい。

- ◎ 児童扶養手当返還金について、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたことによる返納金に係る延滞金については、児童扶養手当法第23条第2項において準用する国民年金法第97条に規定するところによるものとし、その他の返納金に係る延滞金については、民法第404条の規定により年5分の割合で徴収する（昭和37年4月25日 都道府県知事あて厚生省児童局通知）とされているが、延滞金を徴収していなかった。延滞金の取扱いについて整理し、適切に対応されたい。
- ◎ 児童扶養手当認定請求書に添付された状況確認書について、記載内容に不備のある事例が見受けられた。状況確認書は、請求者がひとり親家庭であること等を地区民生委員が確認するものであり、請求者が認定要件に該当するかを判断する重要な資料であるため、提出を受けた時点で内容の確認を徹底するとともに、請求者から直接資料を受け取る民生委員に対しても、内容の確認について注意喚起されたい。

[茨木市子ども・若者自立支援センター業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、市と受託者で協議のうえ、在宅ワークを一部導入しているが、協議記録に協議日時や出席者等の記載がないなど内容が不十分であり、また、起案・決裁もしていなかった。委託業務の実施形態に関する重要事項なので、必要な事項を記載した協議記録を作成し、起案・決裁のうえ、保存されたい。
- ◎ 在宅ワークの一部導入について、受託者から提出された通知文を収受しているのみで、市としての意思決定を行っていなかった。委託業務の実施主体は市であり、業務形態の変更については、市の指示により行われるべきであるため、権限者による意思決定を行われたい。

[茨木市ユースプラザ事業業務委託料（北ブロック）]

(委員意見)

- ◎ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための対応について覚書を締結しているが、意思決定に至るまでの経緯を残していなかった。起案文書等で経緯についても記録し、判断の根拠を明確にされたい。

【保育幼稚園総務課】

[茨木市立認定こども園西幼稚園給食調理業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ プロポーザル選定会議要領策定及び選定会議の開催の起案について、会議の開催後に決裁を行っていた。
- ◎ 備え付けの設備、器具類は別紙「調理用器具一覧表」のとおりとする（仕様書8施設、設備、器具類の使用(3)）としているが、一覧表を契約書に添

付していなかった。

(委員意見)

◎ プロポーザル方式は、実績、専門性、技術力、企画力、創造性その他価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要がある業務で、システム導入など調達価格のみの競争では全体的な業務の品質等の比較が困難な業務、アイデア、デザイン、業務手法、技術力等、事業者の提案により業務の成果に大きな差異が生じる業務等を対象（茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項3）としている。そして、プロポーザル方式による受注者の決定は、公募型で実施したとしても最終的には一者による随意契約となるため、実施については慎重に検討し、乱用は厳に慎んでください。また、同一の業務でプロポーザル方式を採用する場合、数年実施すれば、仕様の作成及び実施可能業者の特定が可能となりますので、随時指名競争入札に切り替えてください（契約事務庶務担当者研修資料）とされている。

当該業務委託は、平成30年度からプロポーザル形式で業者選考を行っているが、給食調理業務の性質上、委託内容を仕様書で詳細に定めているため、応募者からの提案の余地が少なく、プロポーザル方式を採用する必要性は低いと思われるので、指名競争入札に移行することを検討されたい。

◎ 当該契約は、給食の安定供給を目的として契約保証人を設置しているが、その選定については受託者に一任していた。契約保証人は、受託者が契約を解除された場合、受託者に代わって業務を遂行するものであるため、契約保証人の選定についても市が意思決定を行うよう検討されたい。

◎ 備え付けの設備、器具類は別紙「調理用器具一覧表」のとおりとする（仕様書8施設、設備、器具類の使用(3)）としているが、一覧表に薬剤等消耗品が挙げられていた。当該一覧表は、業務執行にあたり、貸与する市の所有物の一覧であって、業務執行に用いる消耗品を、備え付けの設備、器具類とすることは適切であるとはいいがたいので、内容を整理されたい。

【保育幼稚園事業課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第2回 企画財政部>

【政策企画課】

[Do It Ourselves「リノベのいばらき」プロジェクト実施業務委託料]

(指摘事項)

◎ 予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。随意契約についても準用する（茨木市財務規則第111条第1項及び第125条）

とされているが、変更契約に係る予定価格調書を作成していなかった。

(委員意見)

- ◎ 工房関係者で構成する定例的な会議を原則月1回程度開催すること（仕様書3(3)③ア(ア)）としており、会議を開催し、その記録を作成しているとのことだが、会議記録を起案・決裁していなかった。会議の目的である、事業の方向性の確認や情報共有、意見交換は、事業実施や施策の推進へ大きな影響を与えるものであり、また、会議記録は公文書として取り扱うべきものであると考えられるため、適切に取り扱われたい。
- ◎ 年度はじめにワークショップ、イベントの実施やその他取組の導入等に関する年間スケジュール案を作成し、市へ提出する（仕様書3(3)①オ(ア)）としており、「工程表」という名称の文書を収受しているが、受託事業者名や文書作成者名といったものがなく、受託者の責任において作成された正式な文書であると判断できるものではなかった。契約で提出を規定する文書である以上、適切な形式を備えた提出物で提出されるよう、受託者に求められたい。
- ◎ 本件業務委託は、業務開始後に業務内容を追加することとなり、契約内容の変更及び契約金額の増額を行っている。しかしながら、ワークショップの開催を追加で委託し、契約金額を増額する契約変更について、元々の契約において、同様のことを規定しており、契約金額を増額する契約変更の必要性を明確に説明しているとはいいがたいものであった。

変更契約を締結する場合は、契約が締結済みであることから、当該受託者からのみ見積りを徴取することとなる。そのため、競争性原則が作用せず、また、見積額の比較をしないため、見積額が適切であるかの客観的な確認が難しく、最小の経費で最大の効果を挙げることができているのかに疑義が生じやすい状況となる。契約の変更に際しては、その変更の必要性を明解にするとともに、増額する契約金額が適切であるかを慎重に検討されたい。

【財産活用課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【情報システム課】

[RPAソフトウェア使用料]

(委員意見)

- ◎ 契約締結伺において、見積書の受け取り後に相手方代表者が変更されているにもかかわらず、代表者の変更に関する記載がなく、それを証する書類の添付もなかった。

また、総価契約として処理すべきところを単価契約として処理しており、契約に係る金額は、年額と月額とが混在していた。契約は公金の支出にかかると重要な手続きであることから、適切に処理されたい。

【まち魅力発信課】

[バナー広告等広告料収入]

(指摘事項)

- ◎ 広告付き周辺地図案内板設置業務に関する契約については、消費税率が改定（令和元年10月1日）されているにもかかわらず、消費税等の増額分について変更契約の締結を行わず、追加徴収していなかった。

[新型コロナウイルス感染症予防行動の周知ロゴマークデザイン謝礼]

(委員意見)

- ◎ 依頼したロゴマークのデザインが電子メールに添付されて納品されていたが、当該電子メール以外に納品を確認できる資料はなく、当該電子メールを茨木市文書管理規則第17条第1項又は第2項による文書として収受の処理を行っていなかった。依頼内容が完了した証拠として書類、資料を残されたい。

<第2回 会計室>

【会計室】

[指定金融機関業務委託料]

(委員意見)

- ◎ プロポーザル選定会議について、第2回及び第3回の会議録を作成していなかった。議事の経過や決定事項等を記録に残すため、会議録を作成されたい。

<第2回 教育総務部>

【教育政策課】

[学校管理・清掃業務委託料（小学校分）]

(指摘事項)

- ◎ 契約書及び標準仕様書において、受託者側が作成することを規定している業務計画書、作業計画書及び業務報告書が確認できなかった。

(委員意見)

- ◎ 受託者は、仕様書に基づき、市に対して業務報告書を提出しなければならない（契約書第15条第1項）としており、清掃業務に関しては標準仕様書に様式を定めている。

実務上は、各学校において業務従事者が記入する日誌を学校長が確認し、市は各学校長から毎月「管理・清掃確認書」の提出を受けることをもって業務報告としているとのことであった。しかしながら、「管理・清掃確認書」について、32校中1校分しか市に提出されていなかった。

業務報告書は、委託業務が適切に実施されているかを証するものであり、委託料の支払いに当たっては、請求が適切であるかを判断するための重要な資料である。適切な業務報告の方法について、効率性等も考慮し、整理されたい。

- ◎ 標準仕様書において、業務の実施に際し、施設管理担当者の承諾や指示を受けること等を受託者に求めている規定があるが、施設管理担当者が誰であるか明示しておらず、また、当該施設管理担当者に対し施設管理担当者であること及びその役割の周知をしていなかった。各施設管理担当者が各自の役割について把握していなければ適切な業務執行ができないので、対応を整理されたい。
- ◎ 本件委託業務のうち窓ガラス等清掃業務について、受託者から再委託承認申請書が提出されているが、再委託の理由が記載されていないにもかかわらず承認していた。理由を確認することは承認の前提となると考えられることから、適切に処理されたい。

[茨木市立小・中学校感染症対策等支援事業交付金（彩都西中学校分）]

(指摘事項)

- ◎ 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市立小・中学校感染症対策等支援事業交付金交付申請書に事業計画書、収支予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない（茨木市立小・中学校感染症対策等支援事業交付金交付要綱第6）としており、添付書類として「事業計画書 兼 収支予算書」が提出されているが、事業計画の記述がなかった。

【施設課】

[行政財産の目的外使用料（小学校使用料）]

(指摘事項)

- ◎ 行政庁は、審査請求をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を書面で教示しなければならない（行政不服審査法第82条第1項）とされているが、行政財産使用許可書において、教示文中の根拠法令の条項及び審査請求期間に誤りがある事例が見受けられた。
- ◎ 行政財産使用許可書において、許可物件を次に指定する目的にのみ使用しなければならない（行政財産使用許可書 条件第2）としているが、指定する目的を記載していない事例が見受けられた。

(委員意見)

- ◎ 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、台帳に当たるものとして一覧表を作成しているが、各債権の納付期限及び納

付日などの管理情報を記載していなかった。担当者以外の者であっても現状が把握できるよう、一覧表を整備することを検討されたい。

- ◎ 行政財産について、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができることとされ、特別の理由とは、公益上特に必要があるとき及び市長が特に必要と認めるときとされている（茨木市行政財産使用料条例第4条及び同条例施行規則第3条）。しかしながら、使用料免除の理由を市長が特に必要と認めるときとしている事例において、その理由を起案文書に記載していない事例が見受けられた。使用料の減免は慎重に行うべきものであることから、理由を明記されたい。
- ◎ 使用許可の手續において、使用料については全額免除の場合も、有償とした場合に徴することとなる使用料及び算定基礎を記載すること（行政財産の使用許可要領第5、1（3））とされているが、免除した使用料について起案文書に記載していない事例が見受けられた。有償とした場合の使用料等について起案文書に記載されたい。

【社会教育振興課】

[茨木市公民館区事業補助金]

(委員意見)

- ◎ 本件補助金の交付手續きでは、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたものについては、補助金額を決定する（茨木市公民館区事業補助要綱第6）としているが、誰がどのように内容を審査したかの記録を残していなかった。

申請内容の審査は、補助金交付事務の適正性を担保し、行為の正当性を証明する重要な手續きであるので、記録を残されたい。

また、審査の基準を明文化しておらず、適当であると認める根拠が不明瞭であった。審査の基準もまた、補助金交付事務の適正性、正当性にとって重要であるため、基準を明確化して、疑義の生じることがないようにされたい。

- ◎ 普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価などの支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として概算払があり、地方自治法施行令第162条第3号で概算払ができる経費として、補助金、負担金及び交付金が上げられている。しかしながら、概算払は、相手方の給付義務の完了前に支払いをすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。

本件補助金の交付手續きでは、市長は補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、補助金を概算払により交付する（茨木市公民館区事業補助要綱第9）としており、必ず概算払をする規定となっているが、支出の原則や、内部統制の観点から、適切であるとはいいがたいので、要綱の見直しを検討されたい。

- ◎ 本件補助金は、補助金額について、市長が別に定める額とする（茨木市公民館区事業補助要綱第4）としており、市長が別に定める額は、公民館区事業ごとの固定額に校区世帯人口より算出される額を加算して算出している。しかしながら公民館区事業ごとの固定額について、明確な根拠が確認できなかった。この補助金は、各公民館区事業実施委員会の行う事業に対して補助金として交付するものであって、特定の地域のために公金を支出するものであることから、支出の理由や支出額の根拠は、特に明確にする必要があると考えられる。

公金の使途について疑義の生じないよう、整理されたい。

<第2回 学校教育部>

【学校教育推進課】

[外国語指導講師派遣業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は市に対し、個別契約の都度、労働者派遣法第35条の規定及び同法施行規則により派遣先に通知すべき事項を書面により通知する（労働派遣基本契約書第16条）としているが、通知書を提出させていなかった。

(委員意見)

- ◎ プロポーザル選定会議について、会議録を作成していなかった。議事の経過や決定事項等を記録に残すため、会議録を作成されたい。
- ◎ プロポーザル審査結果について、採点者に採点結果についての了解を得た記録を残していなかった。内部統制の観点からも記録を残すことは必要であると考えられるので、取扱いを検討されたい。
- ◎ プロポーザルの実施に当たり、提案者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点700点以上であった場合に候補者とする（プロポーザル実施要項12(1)）としているが、提案者が複数の場合については基準点を設けておらず、得点が900点中700点を下回る提案者を最終候補者として選定していた。業務の適正な執行を担保するため、提案者が複数の場合についても基準点を設けることを検討されたい。また、基準点については、慎重に設定されたい。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための4月及び5月の休校期間中の授業について、市と受託者で協議のうえ、当初の年間スケジュールの学校勤務を要しない日と振替えることで対応したとのことであるが、協議記録を作成していなかった。委託業務の実施形態に関する重要事項なので、必要な事項を記載した協議記録を作成し、起案・決裁のうえ、保存されたい。

[郡小学校肢体不自由学級送迎用介護タクシー借上料]

(指摘事項)

- ◎ 事前準備行為の見積要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は

当該見積が無効となる旨の記載がなかった。

(委員意見)

- ◎ 事前準備行為で見積徴取をするに当たり、執行伺と兼ねて文書管理システムで起案をしているが、事業の概要や実施根拠についての説明が十分とは言えなかった。事業執行の意思決定を行ううえで、事業概要や実施根拠は重要な判断根拠となるものであることから、起案文書等に具体的に記載されたい。
- ◎ 業務従事者に急病等があり、業務に従事できない場合は、他の事業者から代替要員を確保する旨の申し合わせをしているとのことだが、詳細については定めていなかった。肢体不自由児の就学機会の担保の観点から、緊急時の運行について、確実な体制となるよう検討されたい。

また、代替事業者は、受託者に代わって業務を遂行することになるため、その選定についても市が意思決定を行うよう検討されたい。

<第2回 市議会事務局>

【総務課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第3回 総務部>

【法務コンプライアンス課】

[市政刊行物等写しの交付費用]

(委員意見)

- ◎ 金銭出納帳について、権限者による日々の確認を行っていなかった。内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残されたい。

【資産税課】

[固定資産税（土地・家屋）現年課税分]

(指摘事項)

- ◎ 耐震基準適合住宅または高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額の減額は、耐震改修または居住安全改修工事が完了した日から3月以内に申告書の提出がされた場合に限り適用するものとされ、期間の経過後に申告書の提出がされた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、本規定を適用することができる（地方税法附則第15条の9第2項・第3項、第6項・第7項）とされている。

しかしながら、改修完了日から3月を超えている申告で、理由の記載がない事例が見受けられた。

(委員意見)

- ◎ 耐震基準適合住宅または高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額の減額は、耐震改修または居住安全改修工事が完了した日から3月以内に申告書の提出がされた場合に限り適用するものとされ、期間の経過後に申告書の提出がされた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、本規定を適用することができる（地方税法附則第15条の9第2項・第3項、第6項・第7項）とされている。しかしながら、やむを得ない理由があると認める基準を明文化していなかったため、整理されたい。

【収納課】

[市民税法人滞納繰越分、軽自動車税督促手数料]

(指摘事項)

- ◎ 資金前渡職員は、その管理に係る前渡資金について、支払の終わった日から10日以内に、前渡資金精算書を作成し、証拠書類を添えて予算執行者に精算の報告をしなければならない（茨木市財務規則第65条第1項第2号）とされているが、資金前渡による口座振込の還付金について、精算処理を行っていない。

<第3回 都市整備部>

【都市政策課】

[行政財産の目的外使用料]

(委員意見)

- ◎ 目的外使用の許可範囲について、対象地のうち自転車駐輪スペースのみを設定しているが、実際に駐輪するためには、使用許可範囲以外の部分を通行する必要がある。

また、使用料の減額措置について、「当該施設周辺は、住宅等が密集しており、災害時には当該施設を一時的な避難場所として市が使用することがあり、使用時間は午前7時から午後7時までの12時間であるため使用料を5割減額する」としているが、市の避難場所としては正式に指定されておらず、使用時間外にも自転車が置かれているなど、減額理由と現状が一致していなかった。

使用許可範囲の設定方法及び使用料の減額措置について、適切であるとはいいがたいので、見直されたい。

【居住政策課】

[茨木市住宅・建築物の耐震化率算定等業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約書中の仕様書において、「受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せを行い、次に掲げる書類を提出し、承認を得なければならない。」（仕様書7）としているが、提出された書類について、文書管理システムに記録せず、承認の手続きを行っていなかった。

【審査指導課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【市街地新生課】

[茨木市中心市街地活性化基本計画フォローアップ業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 相手方に「業務着手届」及び「工程表」を提出させているが、契約書等に当該報告書の提出に関する規定がなかった。業務上必要な書類であれば、記載内容や提出時期等について契約書等に明記されたい。

[F I Cベース株式会社等補助金]

(委員意見)

- ◎ 普通地方公共団体の支出は、債権者及び債権金額が確定し、かつ、履行の時期が到来して初めて代価などの支払をするという支出の原則がある。この支出の原則に対して、支出の特例として概算払があり、地方自治法施行令第162条第3号で概算払ができる経費として、補助金、負担金及び交付金が上げられている。しかしながら、概算払は、相手方の給付義務の完了前に支払いをすることから、その必要性及び支払時期を十分検討し、安易に用いることは慎むべきである。

本件補助金は、概算払としているが、その理由を地方自治法施行令第162条第3号としているのみであり、その理由や必要性を関係文書に記載していなかった。

理由が明示されなければ、概算払を用いることが適切であるかの判断ができないので、取扱いを検討するとともに、関係文書には、概算払の理由を明記されたい。

- ◎ 本件補助金の交付手続きでは、市長は補助金の概算払の請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、株式会社等に補助金を交付する（F I Cベース株式会社等補助要綱第9）としており、支払方法を概算払に限定していた。

支出の原則や、内部統制の観点から、適切であるとはいいがたいので、要綱の見直しを検討されたい。

- ◎ F I Cベース株式会社等補助金は、F I Cベース株式会社に対し、補助金

を交付することにより健全な運営を促進し、もって茨木のまちの活性化を図ることを目的とするものであり、F I Cベース株式会社は、「多様な文化が集い、まちへの愛着を育む賑わい拠点」をコンセプトとして、魅力ある商業機能や居心地の良い空間を創出するための活性化に向けて策定された、茨木市中心市街地活性化基本計画の担い手として、官学民連携により設立された株式会社である。

茨木市中心市街地活性化基本計画は、令和6年度末を一つの区切りとする中期計画であり、その担い手であるF I Cベース株式会社は、当然、少なくとも令和6年度まで事業を継続することが期待されている。

当該補助金については、単年度のみで補助金交付の適否を判断するのではなく、基本計画期間全体の事業計画や資金収支も踏まえなければ、適切な判断ができないと考えられる。

しかしながら、期間全体の事業計画や資金計画を説明する資料の提出を求めず、補助金交付決定の判断を、基本計画全体を踏まえて行っているとは言えないものであった。

茨木のまちの活性化という中心市街地活性化基本計画の核を成すF I Cベース株式会社の事業を継続するためには、継続的な補助金交付が必要と思われる。将来の採算化に向けた道筋を示す計画の提出を求められたい。

<第3回 水道部>

【営業課】

[給水収益]

(指摘事項)

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた水道料金の減額の実施について、処理を行う旨の決裁をしていなかった。

【浄水課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第4回 産業環境部>

【商工労政課】

[茨木市事業者応援給付金]

(委員意見)

- ◎ 本件給付金の返還処理で、納付期限を過ぎても返還されていないものについて、債権管理台帳を整備しておらず、督促状を送付していないなど、適切

な処理が行われていなかった。茨木市債権の管理に関する条例等に基づき、適切に処理されたい。

【環境政策課】

[いばらき環境フェア2020企画・会場設営等業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ プロポーザル選定会議の委員選任後、担当課は、委員と提案者の接触又は利害関係等の有無について、委員からの聴取り等により確認するものとする（茨木市プロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第8、3(1)）とされているが、委員に確認をしていなかった。

(委員意見)

- ◎ 本業務委託に係るプロポーザルの事務局審査について、採点基準を課内で作成しているとのことであるが、明文化しておらず、選定委員に諮った記録も残していなかった。
また、プロポーザルの参加者に対し、当該採点基準を明示していなかった。
プロポーザルの実施にあたっては、手続の公正性及び客観性が求められることから、基準を明文化し、意思決定の記録を残すとともに、参加者に明示されたい。
- ◎ 市からプロポーザル参加への指名を受け、参加を承諾する者は、「参加承諾・辞退届」に参加を承諾する意思表示及び必要事項を記載し、環境政策課に提出すること（いばらき環境フェア2020企画・会場設営等業務委託に係るプロポーザル実施要項（指名型）8）としている。しかしながら、提出を求めているにもかかわらず、提出された参加承諾届を文書管理システムに記録しておらず、課長の閲覧に供していなかった。その理由として、プロポーザル選定委員である課長にはプロポーザル参加者に関する情報を確認させるべきではないとの判断で、課長の閲覧に供さなかったとのことであるが、プロポーザルの実施方法及び文書管理の観点から誤りである。
プロポーザル及び文書管理について、誤った認識のままルールに反する処理を行ったことは不適切であると言わざるをえない。業務管理体制について見直されたい。
- ◎ 本業務委託に係るプロポーザルの実施に際し、プロポーザル選定会議を2回開催しているが、第1回と第2回の選定会議で委員として出席した者が異なっていた。
プロポーザル選定会議要領において、会議の委員は、委員6人以内をもって組織する（いばらき環境フェア2020企画・会場設営等業務委託プロポーザル選定会議要領第3）としており、産業環境部長のほか、商工労政課等の各課の職員で組織することとし、個人を特定する取扱いにはしていない。本市のプロポーザル実施の取扱いでも委員の特定を求めてはいないが、委員は、企画提案書等の審査、候補者の決定に一貫して関わるものであり、その職務

や権限を鑑みると、特定すべきであり、今後の取扱いを検討されたい。

- ◎ プロポーザル方式による契約事務について、候補者決定後、担当課は、決定した候補者と当該業務において協議を行い、候補者からの提案内容、協議内容等に基づいて仕様書を作成する（茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項12）とされている。

しかしながら、提案内容等に基づく仕様書の作成を行わず、候補者決定前に作成していた仕様書及びプロポーザル選定に際し候補者から提出された企画提案書を、契約書の一部である仕様書として契約書に綴っていた。

企画提案書は、あくまでもプロポーザル方式により候補者を選定するため、プロポーザル参加者に業務内容の案として提出させたものであり、候補者選定後にこの企画提案の内容を協議し、その内容を具体化した仕様書を作成するものである。企画提案書は契約書の一部となり得るものではない。

契約事務の手續について見直されたい。

- ◎ 本件業務委託において、予測できない追加業務を業務内容に含めており、契約金額にもそれに相当する予備費を計上していた。その費用は新型コロナウイルス感染症対策の拡充に充てたとのことで、委託料の請求は予備費を含んだ金額でされていた。しかしながら、追加で必要となった内容及び金額の具体的な内訳等が明確でなく、それらの経緯の記録も残していなかった。

本来、契約とは、委託者及び受託者の義務や業務内容を確定させるものであり、不確定の内容を含めるものではない。予備費の流用を認めて委託料を支払うのであれば、その金額の正当性を証するためにも、記録を残すなど、適切な契約事務処理を行われたい。

- ◎ 本件業務委託では、本市の実施する環境衛生センター見学に使用するバスを、業務委託の受託者が借り上げる契約となっていたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、同見学の実施を取りやめ、バスの借上も不要となった。

バスの借上費用は委託料に含まれており、借上が不要になったのであれば、その費用分の委託料は減額するべきところ、事業実施にあたって、新型コロナウイルス感染症対策の拡充のための費用に充てるよう指示したとのことであった。

これらの経緯はおおむね担当課への聞き取りによるものであり、証拠となる資料は確認できなかったが、委託業務の中止や費用の流用は、重大な契約内容の変更であるため、契約書第20条に規定しているとおりに双方の協議による業務内容の申し合わせとするのではなく、変更契約を締結するべきであると考えられる。また、それらの経緯等の記録は、作成し保存されているべきである。

契約のあり方を今一度見直すとともに、業務の実施について整理し、適切な事務執行をされたい。

- ◎ 開催テーマを受託者から提案することとしている（仕様書5）が、提案を

受けた記録を残しておらず、提案を受けて決定するにあたり起案・決裁をしていなかった。

また、スタンプラリー用景品について、市と協議し決定する（契約書 基本業務内容の詳細（3）景品等の選定及び購入）としているが、協議の記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、協議等の記録を作成し、起案・決裁のうえ保存されたい。

- ◎ 本件業務委託の業者選定はプロポーザル方式により実施しているが、事務処理方法の誤認が甚だ多く、その他、契約事務全般の手続においても全体的に不適切な事務執行が多数見受けられた。これらの不適切な事務執行が多数見受けられた原因は、担当者のみならず、管理体制に問題があると考えられる。内部統制の不備であり、厳格かつ速やかな対応を求めるものである。

【資源循環課】

[災害廃棄物処理計画策定支援業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第17条第1項）としているが、取扱責任者及び業務従事者の報告をさせていなかった。
- ◎ 契約締結時に、落札者からの契約保証金の免除申請がないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。
- ◎ 受託者は、契約締結後、業務着手届及び業務実施計画書を提出することとし、本市の承認を得ること（仕様書8）としているが、提出された書類について、承認の手続きを行っていなかった。

<第4回 建設部>

【建設管理課】

[道路占用料]

(指摘事項)

- ◎ 市長は、道路法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、1通について50円の督促手数料を徴収する（茨木市道路占用料等徴収条例第8条）。また、市長は、道路占用料の督促を受けた者が指定した納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納している占用料の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について、年14.5パーセントの割合を乗じて得られた額に相当する額の延滞金を徴収する（同条例第9条）とされている。

しかしながら、督促手数料及び延滞金を徴収していなかった。

- ◎ 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、規則で定める事項として、債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生及び徴収に係る履歴（同条例施行規則第2条）とされている。

しかしながら、台帳に債権の名称及び債務者の住所を記載していなかった。

- ◎ 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない（茨木市債権の管理に関する条例第5条）とされ、督促は、原則として納期限後20日以内に発するものとする。また、督促に指定すべき期限は、その発した日から15日以内において定めるものとする（同条例施行規則第3条）とされている。

しかしながら、納付期限後20日以内に督促状を発していない事例や、納付期限が督促状を発した日から15日を超過している事例が見受けられた。

- ◎ 市長は、道路占用の許可をしようとしたときは、道路占用許可書を交付する（茨木市道路占用規則第4条）とされているが、道路占用の許可にかかる意思決定文書に道路占用許可書を添付していなかった。

（委員意見）

- ◎ 滞納処理経過表について、記録者以外で権限者が確認しているかの記録がなかった。事故防止の観点から、権限者が都度確認し、確認の記録を残されたい。

- ◎ 本定期監査において、督促手数料及び延滞金を徴収していなかった事例については、平成28年度定期監査において指摘事項としており、建設管理課よりの措置報告では、「今後、督促手数料及び延滞金の徴収について、課題整理を行い徴収するよう努めてまいります。」としている。

本件は、監査委員より市長に対して監査結果を通知し、措置を求め、市長より監査委員に対して措置を行う旨の通知があつたにもかかわらず、改善がなされていなかった。速やかに措置を実施し、指摘事項の解消を求める。

[J R 茨木駅前東口広場及び西口歩道橋並びに上穂東町バスターミナル清掃等業務委託料、モノレール南茨木駅前広場及び阪急南茨木駅前広場東口広場清掃業務委託料、阪急茨木市駅前西口広場清掃業務委託料、 J R 総持寺駅前広場及び歩道清掃業務委託料、阪急茨木市駅前東口広場清掃業務委託料]

（指摘事項）

- ◎ 阪急茨木市駅前東口広場清掃業務委託の契約書について、添付された仕様書が阪急茨木市駅前西口広場清掃業務委託の仕様書だった。

（委員意見）

- ◎ 本件見積指名通知において、見積書の提出を締切日の午前10時から午前12時に限定していた。

実際の受付にあたっては、提出のあつたときにその日付で受付印を押印していたが、提出時間について管理していなかった。

限定する理由としては、確実に担当者が直接見積書の提出を受けるためと

のことであるが、見積書の提出日に始期を設けることは、それ以前の提出が無効になるという重要事項である。

本件のように特定の時間に提出を求めるのであれば、提出日だけでなく提出時間の管理も行われたい。

【道路交通課】

[市道安威一丁目安威三丁目線交通量等調査業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 業務委託料の処理区分については、相手方及び金額が確定している等例外を除き、執行伺による業務実施の意思決定や、入札参加業者の選定、入札等による契約相手方の決定を経て、契約を締結する（財務事務について 平成31年4月庶務担当者研修資料）こととされている。

本件業務委託は、例外ではない業務委託であるにもかかわらず、上記の事務処理を行っていなかった。

- ◎ 特命随意契約を行う際には、官製談合の温床になりやすいとの批判もあるため、各課においては取扱いに注意するとともに、随意契約理由について詳しく具体的な説明を記載すること（契約事務 平成31年4月庶務担当者研修資料）とされている。

本件業務委託では、随意契約理由を、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定される、緊急の場合に該当するとしているが、該当する理由を記載していなかった。

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託の執行にあたって、業務内容を規定し詳細を明示した仕様書を作成していなかった。

仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものであると考えられる。

業務の執行にあたっては、仕様は口頭ではなく文書化し、意思疎通に齟齬の発生しないよう努められたい。

[高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金]

(指摘事項)

- ◎ 補助の対象となる者は、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の者（茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付要綱第3）としているが、申請日時点で満65歳に満たない者の申請を受理し、交付を決定している事例が見受けられた。

(委員意見)

- ◎ 本件補助金において、西日本旅客鉄道株式会社の発行するICカードについ

ては、本市が西日本旅客鉄道株式会社から旅客運賃・料金の料金後払扱に関する契約に基づき、定額の入金されたICカードを購入し、引換証を市に持参した市民に交付している。ICカードに入金されている金額については、1か月分の交付数を合計して、西日本旅客鉄道株式会社に補助金として支出している。

本件交付要綱では、補助対象は、免許証を自主返納した高齢者である。また西日本旅客鉄道株式会社への支払いは、料金の後払いであって補助金の執行というものでもない。

補助金事務の執行で、処理の根拠を明確にしているとは言えない事例が散見されたので、整理されたい。

【下水道総務課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【下水道施設課】

[下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託料（令和元年度分）]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第16条第1項）としているが、取扱責任者及び業務従事者の報告をさせていなかった。
- ◎ 契約書第2条に定めている仕様書を、契約書に添付していなかった。

[法定外公共物占用料]

(指摘事項)

- ◎ 歳入徴収者は、前年度から繰り越された歳入で当該年度の末日までに収入済みとならなかったものがあるときは、滞納繰越簿に翌年度に繰り越す旨を記載するとともに、収入未済額繰越内訳書を調製しなければならない（茨木市財務規則第40条第2項）。また、繰り越された収入未済額については、繰り越された年度において、前項の場合にあつては4月1日に調定の処理に準じて整理しなければならない（同条第3項）とされているが、繰越分の調定処理を4月1日時点で行っていない。
- ◎ 法定外公共物占用料の督促を受けた者が指定した納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納している占用料の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について、年14.5パーセントの割合を乗じて得られた額に相当する額の延滞金を徴収する（茨木市道路占用料等徴収条例第18条）とされているが、延滞金を徴収していない事例が見受けられた。

[島地区親水水路管理業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、当事者の債務不履行の場

合における遅延利息その他の損害金を記載した契約書を作成しなければならない（茨木市財務規則第127条第1項第8号）とされているが、規定していなかった。

- ◎ 茨木市が発注する役務の提供を受ける契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する役務の提供に関する契約情報を公表することにより、契約事務の透明性の確保及び公平かつ厳正な運用を図ることを目的とし、契約に関する発注見通し、契約に関する事前公表、契約締結状況等を公表する（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約等の公表実施要綱第1及び第3）とされている。

本件業務委託は、同条同項第3号に基づき、茨木市シルバー人材センターと随意契約により契約を締結しているが、契約の発注見通し、契約に関する事前公表、契約締結状況等について、契約検査課に報告せず、公表を行うための手続きを行っていなかった。

<第4回 消防本部>

【予防課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第4回 消防署>

【救急救助課】

[救急隊員に対する抗体検査手数料]

(指摘事項)

- ◎ 手数料に係る支出負担行為（見積を徴する起案）について、予定総額が100万円以上500万円未満の場合、主管部長が専決する（茨木市事務決裁規程別表第1-5）とされているが、課長が専決していた。
- ◎ 随意契約を行おうとするときは、予算執行者は、あらかじめ予定価格を定めなければならない（茨木市財務規則第125条）とされているが、予定価格調書を作成していなかった。
- ◎ 契約保証金の免除について、契約金額が1,300,000円を超えないものであり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき（茨木市財務規則第129条第4項第6号）としているが、契約金額が総額で1,300,000円を超えていた。
- ◎ 契約書第2条に定めている仕様書を、契約書に添付していなかった。

(委員意見)

- ◎ 契約を締結する起案において、見積書の受け取り後に相手方法人名が変更されているにもかかわらず、名称変更に関する記載がなく、それを証する書類の添付もなかった。

契約相手方の特定は公金支出の重要事項であり、その変更は重要な手続きであることから、適切に処理されたい。

[感染性廃棄物収集運搬・処分業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 管理票交付者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3、同法施行規則第8条の27）とされているが、報告が遅延していた。
- ◎ 受託者は、委託業務の取扱責任者及び従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第20条）としているが、取扱責任者及び従事者の報告をさせていなかった。
- ◎ 見積を徴する時の仕様書の内容と契約締結時の仕様書の内容が異なっていた。

(委員意見)

- ◎ 契約を締結する起案において、比較見積の結果や、契約保証金免除の根拠規定などを記載しないまま決裁手続きを行っていた。

契約起案は公金の支出にかかる重要な手続きであることから、決裁に必要な事項を記載するとともに資料を添付し、適切な契約起案を作成されたい。

第5 むすび

令和2年度に実施した定期監査等は、地方自治法第199条第2項及び第4項に基づき、茨木市監査基準に準拠して「第2 監査の着眼点」で示したとおりに実施した。

事務の執行については、「第4 監査の結果」のとおり、おおむね適正に行われていたが、適法性においては、事業の実施にあたって法令や規則、契約書、仕様書等の規定のとおり事務処理をしていない事例が多数見受けられた。

経済性においては、受託者が負担すべき事項を、市が負担している事例や、特命随意契約にあたって、理由を明示しないまま契約を増額変更している等、一部で経済性に問題のある事例が見受けられた。

効率性においては、決裁権者が判断を下すために必要となる資料を、起案文書に添付していない事例や、様式及び文言を統一していない事例、発注にあたって仕様書を作成していない事例が見受けられた。

有効性においては、業務委託で、緊急時の業務代行者の選定を受託者に一任している事例や、プロポーザル方式による業者選考にあたって、有効とはいいがたい選考を行っている事例が見受けられた。

加えて内部統制の視点からは、事務処理に共通して、交渉や協議の記録を作成、保存していない事例が多数見受けられた。

令和2年度は、特に新型コロナウイルス感染症感染拡大にかかる緊急事態宣言に対応するため、当初想定した通りの業務ができず、その時々に応じて経験したことのない、感染症対策を考慮した事務執行に苦慮された様子が見受けられ、各部・課においては、多大な労力を払われたことと思われる。新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息の兆しが見通せない中、前例を参考にできない事態に直面することも多いと思われ、更なる内部統制の充実が望まれる。

以上、本年度定期監査等で指摘や意見を付した事項について、それぞれの事項のみの指摘や意見と捉えるのではなく、抽出した監査項目以外の事務においても、同様の事例がないかを改めて確認し、より適切かつ効率的で、整合性のある事務執行となるよう、見直しを図り、より良い市民生活と市政の実現に尽力されることを要望する。